

## 第7回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成18年12月1日(金)午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

荒井秀太郎委員，片山俊雄委員，神山光一朗委員，坂田正己委員，高木美智子委員，田口由紀男委員，畑良平委員，堀聡郎委員，山本剛史委員，吉田和子委員，鰐部昌子委員

#### (事務担当者)

小川事務局長，市村首席家裁調査官，高橋首席書記官，鈴木事務局次長，岩田訟廷管理官，安井総務課長

### 4 議 事

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 委員交代報告及び新任委員等のあいさつ

堀聡郎委員，山本剛史委員

#### (3) 報道機関のペン取材について

これまで報道機関のペン取材は委員長あいさつのみ認めていたが，今後は，議事についても報道機関のペン取材を認めることとした。ただし，各委員の発言内容又はその発言者氏名を記事にする場合は，本人の了解を得ることを取材の条件とする。

#### (4) 裁判所からの説明

##### ア 家事事件のここ1年の特徴と成年後見の集団申立てについて

家事事件は審判，調停とも増加傾向にある。その中で特に成年後見開始審判事件が非常に増えてきている。

この成年後見事件は申立てから選任まで通常は2～3か月くらいかかる

が、当庁では1か月半くらいで処理できるように工夫策を立てて実施している。

平成18年6月に知的障害者施設が入所者と療養介護サービス契約を結ぶために集団で大量の申立てがなされ、調査や鑑定のあり方等を見直したところ、申立てから平均約1か月くらいで事件処理することができた。

成年後見開始審判事件の流れは資料1のとおり

イ 子の監護状況調査表及びDVD「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」について

子の監護状況調査表は、子の親権を巡って争っている家事調停事件において、当事者に双方の生活状況を同表に書かせることにより、裁判所が客観的事実関係を把握するとともに、当事者自身にも問題点を把握、認識してもらい、その主張について再検討を促すためのものである。調停委員において迅速に事実関係を把握し円滑に調停を進めることができるよう工夫したものである。

DVDは、子の親権を巡って争いの渦中にある当事者に視聴してもらい、これまで意識の及ぶにくかった子どもの福祉という視点に気付いてもらうことによって、適切妥当な解決を目指していくためのツールである。

子の監護状況調査表は資料2のとおり

DVDの内容は資料3のとおり

ウ 調停委員の研修について

調停委員の資質向上のために、裁判所が行う研修と調停委員で組織する調停協会が自主的に行う研修とがあり、その実施状況は、資料4「平成17年度家事調停委員研修会開催一覧表」のとおりである。調停協会の自主研修は、調停委員自身が企画するものであるが、裁判官等を講師として派遣している。

エ 調停委員の新規開拓について

調停を充実させるために、より資質の高い人材を開拓し、任命していくことも重要である。県内の大きな民間企業をあたり、今後退職する予定又は退職した方の中で、他人の意見をよく聞き、自分の考えにとらわれない柔軟な思考のできる40歳以上で概ね63歳以下の方を紹介して欲しいという依頼をした。紹介のあったのは1名であった。

(5) 模擬調停の実施

子の監護が争点となる離婚調停の模擬を行った。

(6) 意見交換

テーマ「家事調停事件における充実策について」

委員から出された意見等は別紙記載のとおり(○は委員、△は事務担当者、□はゲストスピーカー《模擬調停出演の家事調停委員》)

(7) 次回の意見交換のテーマについて

「家事事件における家庭裁判所調査官の役割」

(8) 次回期日

平成19年5月22日(火)午後1時30分

(9) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表し、裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

(家事事件のここ1年の特徴と成年後見の集団申立てについて)

成年後見開始事件において大量申立てがなされるようになったのは、なぜか。

障害者自立支援法が制定され、施設への入所の在り方が、措置入院から契約入院に一律に切り替わった。療養介護サービス契約の当事者となるためには、その前提として意思表示をする能力のある者をたてなければならず、それが入所者に係る集団申立て・大量申立てという形で現れたと考えられる。

この申立ての場合、本人は判断ができないわけであるから、施設が申し立てるのか。

4親等内の親族が申し立てる。施設の方は申立てのお手伝いをした。

(模擬調停について)

離婚に伴う慰謝料の金額には、基準があるのか。

そのような基準はない。

家事労働は、金額で評価すると、年平均303万円くらいだと言われているが、仮に、家庭の専業主婦が離婚した場合は、そのくらいは慰謝料として払ってもらえるのか。

慰謝料をいくら払うかということと、家庭の主婦の家事労働を金額的にいくらに評価するかということとは問題が異なる。また、離婚時に問題となるものに財産分与があるが、それは夫婦が積み上げた財産をどう分けるかということであり、やはり慰謝料とは異なる。

財産分与の場合、夫婦で蓄えた財産があるということが前提になるので、財産がない場合はないことになるし、あれば基本的には半分ずつ分けるというのが多数の考え方である。双方の婚姻生活上、どちらが収入が多いかとか、専業主婦であるかとかは問わない。

養育費に関して、基準があるのか。

夫の収入、妻の収入があった場合に、参考にしている目安（公刊物）はある。

離婚して子供を引き取った元妻が、その後再婚した場合、養育料は変わっていくのか。

法的には、一度決まった養育料の金額を変更する場合は、養育料の変更をしてほしいという申立てをしてもらうことになる。双方から申立てがなければ、そのままである。子どもを再婚相手と養子縁組させる場合とそうでない場合があり、個々のケースによって養育料は異なる。

元夫において、元妻が再婚したことを知らずに、養育料の変更の申立てをしないということもあるのか。

そのような場合も考えられる。

模擬調停の結果は、子供たちは二人とも母親が引き取ることになったが、調停委員が話し合いをサポートしていく中で、子供の幸福を考えて、こうしたらどうかというような話しは、調停の何回目くらいですか。

調停の回数の問題でなく、当事者が調停委員の話しに対して耳を傾ける雰囲気になったときに、当事者に対して話しをしていくことにしている。

調停中は、当事者から別々に話しを聞くのか。

片一方から聞いて、もう片一方に伝えるようにしているが、双方に異存がなく、双方を同席させる場合もある。

その辺は、当事者の様子を見ながら進めていくわけで、当事者の一方が相手の顔も見たくないという場合は、同席させない。

調停の席で、双方当事者の言い分をじっくり聴かなければならない調停委員の仕事は大変だと思う。

当事者の言い分がかみ合っていないことがほとんどなので、まず、聞き役にまわって、一方ずつ30分ずつ聞いていって、それを相手に伝えるという方法で調停を進めるようにしているが、本当に、聞き役にまわることは大変でストレスも

多い。

当事者の話の内容は、どのように記録しているのか。

当事者の主張を確認しながら、ポイントをメモにとっている。

(子の監護調査表等について)

先ほど説明のあった「子の監護状況調査表」(資料2)には、子供の視点が反映されるような記載項目がないが、子供は小学校の低学年くらいであっても、自分の意思を表明できると思うので、子供の意向を知るしくみも必要なのではないか。

この調査表は、親のみを対象として作ったものである。子供の意向確認について、調停の場で意向を確認するというのは、15歳以上の子供の場合はあるが、幼い子供についてはあまりない。必要な場合は、家裁調査官に子供の意向を聞いてもらうことが多い。

人事訴訟においては、15歳以上の子供の意見を必ず聞くことになっているが、子供を調停に立ち会わせて、子供の意見を聞くというのは、必ずしも適当ではない。

家裁調査官が子供の意向を聞くときは、科学調査室という面接室で行う。絨毯敷きの部屋で、おもちゃも置いてあり、子供がリラックスした雰囲気で見聞を述べられるように配慮している。

(調停委員の研修について)

20代、30代、40代、50代の家族意識がそれぞれ変わってきているし、家族の中の役割分担も変わってきている。調停委員に対し、若い世代との結婚観の違いの理解を深める研修を実施する必要があるのではないかと考える。

(調停委員の新規開拓について)

当事者から、調停委員が話を聞いてくれないということを聞いたことがあるが、そのような苦情はあるか。

あるが、模擬調停で見てもらったように、当事者の言い分は正反対のことが多

く、そのような苦情の多くは、自分に都合のいいことを言ってもらえない、自分に都合の悪いことを厳しく言われた、ということで文句を言ってくるケースである。そのような場合でも、調停の主催者である裁判官にはこの旨報告をし、担当された調停委員には、今後誤解のないような調停を進めるようにと伝えている。仮に、再三、そのような問題を起こすということであれば、調停委員の任期は2年毎に更新しているのだから、任期が更新されないことなども考えられるが、現実にはそういうことで、辞めた方はいない。

離婚経験があって、子育てに悩んだ経験のある40歳代くらいの人に調停委員になってもらったら、相談に来る人の話に共感できてよいのではないかと。

調停委員が原則として40歳以上とされているのは、ある程度社会的経験を積んで、人の話をよく聞いて、人の痛みの分かる人が調停委員に相応しいという考えから設定されていると認識している。40歳以上の方で離婚経験や子育てに悩んだ経験という点については、調停委員を任命するに当たっての条件とすることは難しいと思われるが、研修等で知識を補ったり、専門的に人間諸科学を研究している家裁調査官のノウハウを得られるようにしている。

若い人に調停委員になってもらうのは難しいのか。

女性の方で仕事を持っていない人というのはいらっしゃると思うが、男性で40歳というと、かなり厳しい状況である。

企業からの紹介では、女性はまず上がってこないと思う。例えば、女性の調停委員が必要であるということであれば、保育園、PTA、市民活動、サークル活動をしている団体等に依頼してみてもどうか。

PTA連合会には、調停委員より負担の少ない参与員の紹介のお願いに行った。それでも、男性の方が圧倒的に多い数を紹介された。

女性ということであれば、看護協会に依頼するという方法もあるのではないかと。

40歳代というのは、トップで大活躍中で現場で必要とされていて、なかなか難しい。

私は42歳で調停委員になったが、女性の場合は、40歳代、50歳代で調停委員として活躍している人がいると思う。男性の場合は、本業があるので調停に力を入れられる時間が少ないのではないかと思う。

幅広い人材確保の観点から、企業を回ると言っても限りがある。推薦母体をいかに掘り起こしていくのが大切である。自薦の場合は、必ずしも調停委員制度の趣旨や調停委員の役割等を十分に理解していない可能性もあり、難しい面もあると思うが、適格性を厳しくチェックして、自薦であっても、任命される道があってもよいと思う。

この10月任命予定の候補者として、自薦の人と面接したところ、残念ながらその自薦の方は候補者としなかったが、自薦でも適性があれば、候補者としていきたい。

調停委員になる人というのは、どういう意識、気持ちがある人なのか。規則の第1条の「社会生活の上で豊富な経験を有する者で、人格識見の高い」ような要素を持っている人がそんなにいるとは思えないが。

候補者として推薦された人は、面接等の場面で、必ずしも自分が調停委員に向いているとは思えないが、推薦した方から調停委員の役割等の説明を受けた上で、あなたならできるだろうと言われて、自分も社会に役立ちたいという気持ちになったというようなことを、皆さんがだいたい共通しておっしゃられていると聞いている。

誰でも最初は自信がない。使命感と常識があればよいと思う。

調停委員の質を上げるにつき、今の調停委員のレベル、弱点を分析しているのか。

今の調停に問題があるというより、全体としては利用者も多いし利用者からは一定の評価を得ていると思う。けれども、世の中は激しく変動しており、それが家庭に及ぼす影響は大きく、また平成19年4月からは年金分割制度がスタートし、さらには20代、30代、40代、50代の夫婦観も違ってきているので、



時代の変化に対応していくには、今より、質を上げて行って、より利用者に利用しやすい裁判所をめざしていかなければならないと考えている。